

江東区ロゴマーク使用承認事務取扱要綱

平成28年4月1日

28江政オ第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機として、区の魅力を広く国内外にPRすることを目的として制定された江東区ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、江東区ロゴマークの制定について（平成28年4月江東区告示第144号）に定めるロゴマークをいう。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、江東区に帰属する。

(使用対象者)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、江東区ホームページにおいて公開するロゴマークを使用することができる。

- (1) 区の信用又は品位を害するおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) ロゴマークのイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現に関する活動で使用する場合
- (5) 特定の個人、団体、民族等への中傷又は攻撃を助長し、第三者の利益を害するおそれのある場合
- (6) 区が特定の個人、企業若しくは団体又は商品、サービス、活動等を支援、推奨又は公認していると誤解させるおそれのある場合
- (7) 江東区ロゴマークデザインマニュアルに反して使用する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が適切でないと認める場合

(使用申請)

第5条 前条の規定にかかわらず、ロゴマークを使用しようとする者が販売し

ようとする商品等にロゴマークを使用する場合は、電子申請により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が前条各号に該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとし、速やかに江東区ロゴマーク使用承認書（別記様式）により当該申請をした者に通知する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、シティプロモーション担当課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区ロゴマーク使用承認事務取扱要綱の別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

江東区ロゴマーク使用承認書

年 月 日付で申請のあった江東区ロゴマーク使用申請について、申請のとおり承認いたします。

なお、ロゴマークの使用に当たっては、次の事項に御留意ください。

使用申請者	
使用目的	
使用期間	
留意事項	江東区ロゴマーク使用承認事務取扱要綱を遵守し、目的外に使用しないこと。